明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する省令（**総務**九六）　一

〔告　示〕

○電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法及び情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準の一部を改正する告示（**総務**四三四）　二

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第四十四条第二項第五号、第四十五条第一項第四号及び第五号、第四十六条第三項第二号並びに第四十七条第一項第三号の規定に基づき総務大臣が定める事項の一部を改正する告示（**同**四三五）　二

○個人企業経済調査の平成二十九年度調査地域を定める件（**同**四三六）　二

○登録証明機関を登録した件（**同**四三七）　五

○特定無線設備に付する文字等を定める件の一部を改正する件（**同**四三八）　五

○日本国に帰化を許可する件（**法務**六三九）　六

○食糧援助に関する日本国政府とハイチ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**四七三）　六

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（**厚生労働**四一一）　六

○家畜伝染病予防法施行規則第四十三条の表の農林水産大臣が指定する施設を定める件の一部を改正する件（**農林水産**二四四九）　六

○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第二十条第二項の区域を告示する件（**同**二四五〇）　七

○保安林の指定をする件（**同**二四五一～二四六四）　七

○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**二四六五～二四六七）　九

○船舶油濁損害賠償保障法第三十九条の七第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示の一部を改正する告示（**国土交通**一四〇五）　九

○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**一四〇六、一四〇七）　一〇

○都市計画に関する件（**近畿地方整備局**一五七、一五八）　一〇

〔国会事項〕

財務省　一〇

〔人事異動〕

採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　二

〔公　告〕

諸事項

官庁
土地家屋調査士懲戒処分、土地家屋調査士法人懲戒処分、金融商品取引業者に対する行政処分関係　二

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、復権、特別清算、再生関係　三

特殊法人等
企業年金基金変更関係　三

地方公共団体
教育職員免許状失効関係　三

会社その他

省　令

○総務省令第九十六号

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）の一部の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月十三日

総務大臣　山本　早苗

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する省令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十七条」を「第四十八条」に、「第四十八条」を「第四十九条」に改める。

第四十四条の見出し中「情報照会者」を「又は条例事務関係情報照会者」を加え、同条中「第二十一条」を「第二十一条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　前二項の規定は、法第十九条第八号の規定による条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求めについて準用する。この場合において、第一項中「第二十一条第一項」とあるのは、「第二十一条第二項において準用する令第二十一条第一項」と、前項中「第二十一条第一項」とあるのは、「第二十一条第二項において準用する令第二十一条第一項」と、同項第四号中「第二十三条第二項各号」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十三条第二項各号」と読み替えるものとする。